

平成 21 年 6 月 10 日現在

研究種目： 若手研究 (B)  
 研究期間： 2006～2008  
 課題番号： 18730037  
 研究課題名 (和文) 競争者排除規制の総合的・比較法的研究

研究課題名 (英文) Research of exclusionary abuse of dominance regulation

## 研究代表者

池田 千鶴 (IKEDA CHIZURU)  
 神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
 研究者番号：40346276

研究成果の概要： 規制改革・IT 技術の進展等に伴い、新たに競争が導入された市場における既存事業者による新規参入者に対する排除行為や、直接・間接のネットワーク効果が存在することによりデファクトスタンダード（事実上の標準）の地位を獲得することに至った事業者による排除行為など、排除行為の態様は多様化している。このような状況の中で、積極的に正当な競争活動と違法な排除行為との区別する違法判断基準を確立することが求められている。さらに、解釈が分かっている競争者排除行為による場合の「競争を実質的に制限すること」の意義・その立証のあり方について、EC 競争法における非水平合併規制を参考に、多くの事例を検討することにより、考察するものである。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,000,000	0	1,000,000
2007 年度	800,000	0	800,000
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	240,000	2,840,000

研究分野： 経済法

科研費の分科・細目： 社会法学

キーワード： 競争の実質的制限，混合合併，排除行為，情報通信，私的独占，非水平合併，垂直合併，レバレッジ

## 1. 研究開始当初の背景

規制改革・IT 技術の進展等に伴う競争者排除行為の多様化が生じている中で、2005 年の独禁法改正の際には、不可欠施設を有する事業者の参入阻止行為（競争者排除行為）について迅速に対応できる規定の導入の是非が検討された。また、課徴金の対象行為として排除型私的独占に対する課徴金の賦課についても、将来的課題として検討されていた

（現在では、2009 年 6 月 3 日に成立した改正独禁法により、排除型私的独占は、課徴金の対象行為となった）。

独禁法違反類型には大きく 2 つのタイプがある。競争回避行為と競争（者）排除行為とである。競争者排除行為は、独禁法が促進すべき積極的な競争の結果として、良質廉価な製品・役務を提供できなかつた競争者が市場から排除される場合との区別が難しく、違法

となる判断基準は明確ではなかった。正当な競争活動を萎縮させないためにも、また課徴金の対象行為ともなればより一層、積極的に正当な競争活動と違法な排除行為との区別が重要である。欧米でも近時重要な研究や報告書が出されるなど研究・分析が進んでいる重要な研究課題である。

また、独禁法の規制類型に共通する基本要件である「競争を実質的に制限すること」の意義について、競争回避行為と競争（者）排除行為との場合を問わず、価格、数量、品質等の取引条件を支配する力のことであるとする見解と、これとは別個に「競争を排除する力（市場の開放性を妨げる力）」も含まれるとみる見解とがあり、競争者排除行為の類型で求められる競争に与える影響について、その意義や立証のあり方についての研究は十分には解明されていなかった。

## 2. 研究の目的

そこで、競争者排除規制という視点から、私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法・企業結合規制などの規制類型に捉われず、横断的な総合研究を行うと共に、我が国のみならず欧米（特に米国とEU）での議論・運用状況をも分析し、緻密な比較法・歴史分析を行おうとするものである。

具体的な研究目的は、大きく2つある。

1 競争者排除規制について、違法となる判断基準を総合的・横断的・比較法的に明らかにすること。

2 競争者排除規制と深く関わる「競争を実質的に制限すること」の要件の意義を解明すること。

## 3. 研究の方法

本研究では、規制類型に捉われず、横断的な総合研究を行うことが最終目標ではあるが、まずは、既に行われた行為の反競争効果を分析する私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法の各規制ではなく、合併後の反競争効果を予め分析する企業結合規制を取り上げ、なかでも、競争者を不利な立場に置くことにより競争を著しく制限する市場閉鎖効果が競争上の懸念の1つとして生じる非水平合併（垂直合併、混合合併）を取り上げた。このように企業結合規制のうちの非水平合併の市場閉鎖効果の分析のあり方を立証方法も含めて検討することにより、競争（者）排除型の反競争効果の分析のあり方・立証方法を検討することにした。

競争当局が行った非水平合併の審査結果を数多く分析していく必要がある。この点で、豊富な事例の蓄積があり、米国の反トラスト

法における非水平合併規制の展開とは異なる歴史的展開を見せているEC競争法における非水平合併（とりわけ、混合合併）規制を具体的な分析の対象として取り上げた。また、2007年11月に欧州委員会が公表した世界で初めての包括的かつ詳細な非水平合併ガイドラインの内容を分析し、ガイドライン公表後の欧州委員会の非水平合併事例も含めて検討することにした。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

① 「2. 研究の目的」で記した、本研究の具体的な研究目的のうちの「2 競争者排除規制と深く関わる『競争を実質的に制限すること』の要件の意義を解明すること。」に関連する貢献として、競争者排除戦略による競争への影響についての意義・立証のあり方について、一定の示唆を得ることができた。

合併企業による競争者排除戦略が問題となる場合には、次の3要件が検討される。

(i) 合併企業が競争者排除行為を行う能力をもつか否か。

(ii) 合併企業がそのような行為を行うインセンティブをもつか否か。インセンティブをもつか否かの判断は、利益となるか否かで判断される。

(iii) そのような行為により競争者が排除・周辺化されて、競争に著しい悪影響をもたらす、したがって、消費者に悪影響をもたらすか否か。

競争者排除戦略が問題となる場合の立証の対象について、過去の運用は別として、2007年EC非水平合併ガイドラインでは、「市場閉鎖」と「反競争的な市場閉鎖」という用語を明確に区別し、「反競争的な市場閉鎖」とは、市場閉鎖の結果として、合併当事者が単独で、または、時には一部の競争者ととともに、利益が上がるように、価格を引き上げることができるようになるおそれがある場合であり、このような場合には、有効な競争が著しく阻害されると述べている。

以上から、上述の(i)(ii)の要件である、競争者排除行為を行う能力とインセンティブとをもつことを立証した上で、さらに、

(iii)(a) 競争者が排除・周辺化される蓋然性があること、また、(iii)(b) これにより、1つ以上の市場において、合併企業は市場支配力を増大できるようになることを示す必要がある。

(iii)(b) の価格等を支配する力の形成または強化（強化には力を維持することも含む。以下、同じ。）につながることを示す立証方法として、(iii)(a) の競争者が排除・周辺化される程度が大きいことが1つの事情として用いられているようである。もっとも、

(iii)(b) の価格等を支配する力の形成また

は強化につながることを示すために、その他の事実、たとえば「いったんライバルが市場から退出すれば、合併企業は、新規参入や再参入のおそれなしに、単独の価格上げを長期にわたり持続して行うことができる」といった事実も立証する必要があるのか否かについては、現在のところ、立証ルールは定まっていないようである。この事実が競争に影響を与えるための条件として必要であったとした欧州委員会決定例もあるものの、2007年EC非水平合併ガイドラインには、そこまでの記述はない。

また、(iii)の「市場における競争への影響」の要件の立証については、合併後の支配的地位の形成が問題になる場合と、既存の支配的地位の強化が問題となる場合とでは、立証の仕方が異なる事例も見られる。通常は、(iii)の「市場における競争への影響」の要件を充たすか否かについては、具体的な事実を挙げて詳細に立証される。しかし、既存の支配的地位の強化が問題となる場合には、合併企業が競争者を排除する能力とインセンティブとをもつこと自体が、既存の支配的地位を強化し、有効な競争を著しく阻害することとなるとされているケースもある。今後の欧州委員会の運用をさらに注視していく必要がある。

これらの研究による日本法への示唆としては、次のように言うことができる。独禁法の規制類型に共通する基本要件である「競争を実質的に制限すること」の意義について、競争回避行為と競争(者)排除行為との場合を問わず、価格、数量、品質等の取引条件を支配する力のことであるとする立場と、これとは別個に「競争を排除する力(市場の開放性を妨げる力)」も含まれるとみる立場とに見解が分かれているところ、近時のEC競争法における非水平合併規制の運用・ガイドラインを検討する限り、直接的に価格等を支配する力を形成・強化するか、間接的に競争者を排除・周辺化することにより、価格等を支配する力を形成・強化するかの、態様の違いこそあれ、競争者排除行為が問題となる場合でも、最終的な立証対象としては、価格等を支配する力を形成・強化することになる(形成・強化するおそれがある)ことを示す必要があると考える傾向が強いように見受けられる。排除行為による競争者の排除・周辺化(排除行為が違法である必要があるのは、私的独占・不当な取引制限等の事後規制の場合に当てはまる。企業結合規制の場合には必ずしも当てはまらない。この点については、下記②を参照のこと。)と、最終的な立証対象としての、価格等を支配する力を形成・強化することを最終的に立証するために、違法な排除行為による競争者の排除・周辺化その他の立証に必要な事実を明らかにし、どのよう

な事実があれば推認できるのか、さらに研究を深めて行く必要がある。

(以上、詳しくは、池田千鶴『競争法における合併規制の目的と根拠:EC競争法における混合合併規制の展開を中心として』(商事法務、2008年、492頁～494頁を参照。)

②「2. 研究の目的」で記載した、本研究の具体的な研究目的のうち、「1 競争者排除規制について、違法となる判断基準を総合的・横断的・比較法的に明らかにすること。」については、具体的な判断基準の提言を行える程度までは、研究を進めることが出来なかった。この理由の1つには、合併規制における事例分析を中心に行ったことに起因すると思われる。とりわけ、非水平合併で問題にされる、合併企業による合併後の競争者排除戦略は、合併後の行為それ自体が適法・違法であるか否かの判断は特に行わないで、むしろ合併による市場構造の変化により、合併企業の行動戦略が変化することによって、市場における競争を阻害することにならないか否かを検討することが中心となるからである。また、行為の違法性を考慮するとしても、欧州委員会の非水平合併の分析においては、合併後の行為がEC条約82条(市場支配的地位の濫用の禁止。我が国の独禁法で言えば、3条前段の私的独占の禁止。)に明らかに違反する違法な行為であるならば、むしろそのような行為を行わないインセンティブを合併企業は持つという方向で、行為の違法性を合併規制の中で評価すべきとの判例法が確立されている程度である。事業者が競争者排除行為を行ったことに対して事後的に当該行為を止めさせることにより競争を回復する手法をとる、私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法のような事後規制の場合には問題になるような、積極的で正当な競争活動と違法な排除行為との区別の判断基準を明らかにすることは、合併規制では求められていないのである。反競争的な排除行為が行われる前に介入する事前規制の合併規制と、反競争的な排除行為が行われた後で介入する事後規制の私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法のような規制との違いに気づくことができたという点では、一定の成果が得られたと言うことができる。しかし、積極的で正当な競争活動と違法な排除行為とを区別する違法判断基準を明らかにするには、事後規制である私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法の運用の中からルールを見出していく必要がある。

幸い、米国では司法省がシャーマン法2条についての報告書を公表し、欧州では欧州委員会が市場支配的地位の濫用の禁止を定めるEC条約82条についてのガイダンスを公表するなど、欧米でも研究・実務における分

析が進んでいる。これらを手がかりに、さらに研究を進めることとしたい。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究は、我が国の独禁法の規制類型に共通する基本的かつ重要な違反要件でありながら、具体的な意義内容について考え方が分かれていた「競争を実質的に制限すること」の意義について、欧米の動向、とりわけEC競争法における運用も踏まえつつ、数多くの事例を検証しながら、一定の見解を示したものであり、今後の独禁法の解釈・運用にも大きく貢献するものである。

また、欧米における競争法の解釈・運用と大きく異ならないような解釈は、日本固有の市場環境・商慣習等を反映して日本固有の解釈・運用を行う意義が全くなくなることはないとしても、経済活動のグローバル化が進行する現在のような状況の下では必要であると考えられ、それに沿うものである。

(3) 今後の展望

本研究で一定の成果を得ることができた「競争者排除戦略で求められる競争に与える影響についての意義・立証のあり方」を引き続き深く掘り下げるとともに、本研究では必ずしも十分には研究を進めることができなかった「競争者排除規制について、違法となる判断基準を明らかにすること」という重要な研究課題についても、引き続き取り組むこととしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

1. 池田千鶴「競争法における合併規制の目的と根拠—EC競争法における混合合併規制の展開を中心として」日本経済法学会年報 29号 (2008年, 118頁～130頁, 査読無)

2. 池田千鶴「企業結合ガイドライン改正の評価—米国・EUとの比較」公正取引 679号 (2007年, 9頁～18頁, 査読無)

[学会発表] (計 2 件)

1. 池田千鶴: 競争法における合併規制の目的と根拠: EC競争法における混合合併規制の展開を中心として (日本経済法学会, 2007年10月20日, 青山学院大学)

2. 池田千鶴: 企業結合規制の目的と根拠—構造規制・行為規制、事前規制・事後規制、短期的な競争の保護か・中長期的な競争の保護か (法と経済学会, 2007年7月14～15日,

大阪大学)

[図書] (計 3 件)

1. 池田千鶴『競争法における合併規制の目的と根拠: EC競争法における混合合併規制の展開を中心として』(商事法務, 2008年, 531頁)

2. 根岸哲, 川濱昇, 泉水文雄編『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェース』(有斐閣, 2007年)所収 (池田千鶴「独占・寡占規制の見直し—今後の解釈上の課題」(76頁～107頁))

3. 川濱昇, 泉水文雄, 武田邦宣, 宮井雅明, 和久井昌子, 池田千鶴, 林秀弥『企業結合ガイドラインの解説と分析』(商事法務, 2008年)所収 (池田千鶴「EUの企業結合規制の概要」(289頁～307頁))

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 千鶴 (IKEDA CHIZURU)  
神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 40346276

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者